

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出について

令和2年4月24日に国土交通省から告示された標準的な運賃は、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業が今後も引き続き安定的な輸送サービスを提供していくために設けられたものです。

会員各位におかれましては、今後荷主の方々と交渉していただき、標準的な運賃を収受されますようよろしくお願いいたします。

なお、運賃及び料金の設定(変更)の届出方法は下記のとおりです。

記

1. 届出様式

全日本トラック協会ホームページよりダウンロードができます。

www.jta.or.jp/



標準的な運賃 をクリックしてください。

2. 届出方法

(1) 提出先

中国運輸局岡山運輸支局 輸送担当

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 提出部数 2部 (正本1部、写し1部)

※自社控えが必要な場合は3部提出(正本1部・写し2部)してください。

また、郵送を希望の場合は、返信用封筒(A4サイズ)に返送先を記入の上、120円切手を貼付して同封してください。

※中国運輸局管内以外に事業所を持つ場合は上記部数に、適用する地域を管轄する運輸局の数を加えて提出してください。

(提出先)

中国運輸局岡山運輸支局 輸送担当

〒701-1133

岡山市北区富吉5301-5

TEL: 086-286-8122